

【別紙1】

脆弱性評価結果一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	地域防災計画内の該当ページ
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	① 住宅・建築物の耐震対策等の推進	住宅や建築物の倒壊による被害を抑制するため、公共建築物や住宅及び民間建築物の耐震対策等を推進する必要がある。	予防-63
		② 土木構造物の耐震対策等の推進	直下型地震や海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないよう道路橋等の耐震対策を推進する必要がある。	予防-63
		③ 応急危険度判定の運用体制の整備	余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、地震により被災した民間建築物等の危険度を判定するための体制を整備する必要がある。	予防-29
		④ 消火・救急・救助体制の整備	大規模火災等の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関等との連携を強化する必要がある。	予防-12
		⑤ 避難行動要支援者等支援体制の充実	地域で避難行動要支援者等の支援に携わる関係団体、地域住民、ボランティア団体等と連携し、災害時の情報提供や避難誘導等、様々な場面において、避難行動要支援者等に配慮した対策を行うための体制を整備する必要がある。	予防-41
		⑥ 学校園における防災教育等の実施	児童・生徒、園児の防災体制を確立する必要がある。建物の倒壊等のリスクを回避するため学校園舎から屋外へ避難する行動等を確実に実行する必要がある。定期的な避難訓練の実施等による防災教育の推進を図る必要がある。	予防-47
		⑦ 地域防災力の向上	地域防災力の向上に向け、防災意識の高揚や自主防災体制の整備に取り組む必要がある。	予防-46
		⑧ 防災空間の整備	避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路等の都市基盤施設の効果的整備に努める必要がある。	予防-56
		⑨ 空家等の対策	適切な管理が行われていない空家は建物倒壊等のおそれがあることから適切な管理を総合的に強化する必要がある。	予防-57
		⑩ 千里丘駅西地区再開発事業の推進	計画的な土地の高度利用による災害に強い良好な住環境の形成を推進する必要がある。	予防-57
		⑪ 地震リスクの周知・啓発	地震発生時の被害を軽減するため、液状化を含む地震リスクの周知等を図る必要がある。	予防-46
		⑫ 社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	社会福祉施設等の安全をより確保するため、耐震化等を促進する必要がある。	予防-43、 予防-55
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	① 防災空間の整備	再掲(1-1-⑧)	予防-56
		② 消火・救急・救助体制の整備	再掲(1-1-④)	予防-12
		③ 避難場所、避難路の指定・整備	地震発生時には、防災機能を有した広場等を一時避難場所として、地震災害時等における火災の延焼拡大時には、輻射熱、熱気流から市民等の安全を確保する広域避難場所として指定し機能を充実させる必要がある。	予防-23

事前に備えるべき目標		起きてはならない 最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	地域防災計画内の該当 ページ
		1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	① 都市基盤施設の防災機能の強化	安威川以南地域は河川に囲まれた低地であり、河川氾濫による浸水リスクが高いことから、水害時の復旧活動や避難活動の拠点を整備する必要がある。	予防-56
			② 洪水対策	国や府、沿川自治体などの関係機関と連携し、河川・下水道等における洪水、雨水出水等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する必要がある。	予防-66
			③ 雨水出水対策	市街地における浸水被害の軽減及びアンダーパス部等の道路の冠水を防止する対策を実施する必要がある。	予防-66
			④ 防災関係機関の連携	災害時に迅速な防災行動を行えるようにするために災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成する必要がある。	予防-2
			⑤ 避難指示等の事前準備	的確な避難指示等の判断をするため、避難情報に関するマニュアルを作成する必要がある。また、市民に水害リスク等の周知を行う必要がある。	予防-27
			⑥ 水害時の広域避難体制の整備	浸水しない地域に事前に避難する広域避難を実施するために、国や他の自治体との協力体制を構築するとともに、広域避難場所を確保する必要がある。	予防-28
			⑦ 情報収集伝達体制の整備	災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、様々な環境下にある市民や職員に対し、避難情報等を確実に伝達できるよう情報収集伝達体制を確立する必要がある。	予防-8
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	① 消火・救急・救助体制の整備	再掲(1-1-④)	予防-12
			② 現地医療体制の整備	災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病・傷病に対応できるよう関係機関との協力体制を確立する必要がある。	予防-16
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	① 医薬品等の確保体制の整備	災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう体制を整備する必要がある。	予防-17
			② 現地医療体制の整備	災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病・傷病に対応できるよう関係機関との協力体制を確立する必要がある。	予防-16
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	① 避難所の指定・整備	避難者が安全に安心して避難所生活を送られるよう避難所の機能、備蓄用品・資機材の充実を図る必要がある。	予防-25
			② 現地医療体制の整備	再掲(2-2-②)	予防-16
			③ 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止	被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する必要がある。	地震-93、風水-105
			④ 応急仮設住宅等の事前準備	災害によって住宅に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急的・一時的な住宅の確保体制を整備する必要がある。	予防-29
			⑤ ライフライン災害予防対策	地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める必要がある。	予防-34

事前に備えるべき目標		起きてはならない 最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	地域防災計画内の該当 ページ
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	① 食料・生活必需品の備蓄・調達	食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する必要がある。	予防-31
			② 土木構造物の耐震対策等の推進	再掲(1-1-②)	予防-63
			③ 防災空間の整備	再掲(1-1-⑧)	予防-56
			④ ライフライン災害予防対策	再掲(2-3-⑤)	予防-34
			⑤ 応急給水体制の整備	自然災害発生後の水道断水地域において、速やかに飲料水の提供を行えるように備える必要がある。	予防-31
			⑥ 交通確保体制の整備	災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制を整備する必要がある	予防-40
			⑦ 避難所の指定・整備	再掲(2-3-①)	予防-25
			⑧ 雨水出水対策	再掲(1-3-③)	予防-66
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	① 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	災害発生後、事業所の従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止する対策が必要である。	予防-45
			② 企業防災の促進	事業者にはリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施を支援する必要がある	予防-54
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生	① 遺体対策	大規模自然災害により多数の犠牲者が発生し、平常時に使用している火葬場の火葬能力や遺体の安置場所・搬送等が不足する事態が想定されることから、事業者等と連携して体制を整備する必要がある。	地震-100、 風水-112
			② し尿処理	災害によるし尿処理施設の機能の低下、停止に対する防止策等の措置を講じる必要がある。	予防-60
			③ 防疫活動	自然災害発生後に、被災地域における感染症の予防及び拡大防止のため、感染症対策として必要な措置を講じる必要がある。	地震-92、 風水-104
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	① 業務継続計画(BCP)の運用・見直し	大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、常時優先業務を実施するため、適宜、業務継続計画(BCP)の見直しを行う必要がある。	予防-6
			② 受援計画の策定	大規模災害によって、被災することで行政機能が大幅に低下した時に他の自治体等から応援を円滑に受けることができるよう体制を整備する必要がある。	予防-6
			③ 人材の育成	災害対策本部体制下の各班の業務が円滑に実施できるよう災害対応マニュアルの作成、見直し、確認を行う必要がある。	予防-5

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		項目	脆弱性評価結果	地域防災計画内の該当ページ
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断による企業の生産力の低下	①	企業防災の促進	再掲(2-5-②)	予防-54
	4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	①	危険物等災害予防対策の推進	火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限に留め、周辺住民に対する危害防止を図る必要がある。	予防-70
	4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	①	食料・生活必需品の備蓄・調達	再掲(2-4-①)	予防-31
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	①	業務継続計画(BCP)の運用・見直し	再掲(3-1-①)	予防-6
		②	情報収集伝達体制の整備	再掲(1-3-⑦)	予防-9
	5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止	①	電力確保体制の整備	災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する必要がある。	予防-35
	5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	①	ガス確保体制の整備	災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する必要がある。	予防-36
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止	①	上水道確保体制の整備	災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために必要な防災体制を整備する必要がある。	予防-34
		②	下水道確保体制の整備	災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために必要な防災体制を整備する必要がある。	予防-34
		①	し尿処理	再掲(2-6-②)	予防-60
	5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	①	防災空間の整備	再掲(1-1-⑧)	予防-56
		②	住宅・建築物の耐震対策等の推進	再掲(1-1-①)	予防-63
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	①	地域防災力の向上	再掲(1-1-⑦)	予防-46
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	①	防災資機材等の整備	応急対策活動及び応急復旧活動を行うため、必要の人材、装備、資機材、食料、生活用品等の確保、整備する必要がある。	予防-3
		②	罹災証明書等の発行体制の整備	罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備する必要がある。	予防-29

事前に備えるべき目標	起きてはならない 最悪の事態		項目	脆弱性評価結果	地域防災計画内の該当 ページ
	6-3	大量に発生する災害 廃棄物の処理の停 滞により復興が大幅 に遅れる事態	① 災害廃棄物等処理	早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の収集・ 運搬等処理体制を確保する必要がある。	予防-61
			② ごみ処理	災害時の生活ごみ及び避難所のごみの収集・運搬等処理 に関する機能の低下、停止を防止する必要がある	予防-60
			③ ボランティアの活動環境の整備	災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活 動できるよう環境を整備する必要がある。	予防-53
	6-4	事業用地の確保、仮 設住宅・仮店舗・仮 事業所等の整備が 進まず復興が大幅に 遅れる事態	① 地籍調査による官民境界の確認	大規模自然災害時に、建物の全壊被害が発生し官民境界 等が不明となれば、被災者の生活、被災したまちの円滑か つ迅速な再建・回復に支障をきたすことが想定されるため、 道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復 元性のある地図の整備に向けた、地籍調査を推進する必要 がある。	予防-3
			② 所有者不明土地の活用	防災空地、備蓄倉庫等の土地を確保するために、所有者不 明土地を活用する必要がある。	予防-57
			③ 防災空間の整備	再掲(1-1-⑧)	予防-56
	6-5	貴重な文化財や環 境的資産の喪失、地 域コミュニティの崩壊 等による有形・無形 の文化の衰退・損失	① 文化財の保護	市民及び文化財の所有者又は管理者等に対し、文化財を 災害から保護するための防災意識の普及啓発を行う必要が ある。	予防-57
	6-6	風評被害や信用不 安、生産力の回復遅 れ、大量の失業・倒 産等による地域経済 等への甚大な影響	① 企業防災の促進	再掲(2-5-②)	予防-54